

○平成25年4月1日より、小松島市に権限が移譲されました○

関係法律	事務名	担当課	
水道法	簡易専用水道の給水停止命令、報告徴収、立入検査等	水道課	0885-32-6188
土地改良法、法施行規則	土地改良区役員の就退任届の受理、公告等	産業振興課	0885-32-3809
母子保健法	未熟児養育医療の支給認定等	健康増進課	0885-32-2113
障害者自立支援法	育成医療の支給認定等	介護福祉課	0885-32-2279 0885-32-3507
社会福祉法	社会福祉法人の定款の認可、報告徴収、検査、業務停止命令等(障害者福祉施設<身体・知的>)		
	社会福祉法人の定款の認可、報告徴収、検査、業務停止命令等(障害者福祉施設<精神>)		
	社会福祉法人の定款の認可、報告徴収、検査、業務停止命令等(老人福祉施設)		
	社会福祉法人の定款の認可、報告徴収、検査、業務停止命令等(児童養護施設)	児童福祉課	0885-32-2114